



日・アルメニア投資協定



背景

- 旧ソ連の情報技術(IT)産業拠点であったため、IT人材が豊富。
- 国としてIT立国を目指し、IT経済自由特区の設置、外資系企業への手厚い優遇措置や法整備等を積極的に実施。
- 2000年代以降、欧米の多国籍企業の研究開発拠点が集積(シノプシス、マイクロソフト等)。
- 日本企業はIT分野の開発拠点等の観点からアルメニア企業に関心。

主な内容

◆ 二国間の投資を促進し、投資家の権利を保護する法的な枠組みを定める。

- (1) 投資財産の設立段階・設立後の内国民待遇・最恵国待遇 (第2条、第3条)
- (2) 投資財産に対する公正な待遇・十分な保護 (第4条)
- (3) 投資の阻害要因となり得る要求(輸出の制限等)の原則禁止 (第6条)
- (4) 正当な補償等を伴わない収用の禁止 (第12条)
- (5) 投資受入国・相手国投資家間の紛争解決手続 (第24条)

早期締結の必要性

- 投資環境の透明性、法的安定性、予見可能性を向上させる。
- 我が国からの投資を更に保護・促進する。(経済界からも要望あり)



- 人口: 299万人(2016年)
- 一人あたりGDP: 3,533米ドル(2016年)
- 在留邦人: 33人(2016年)
- 進出日系企業: 2社(2016年)
- 進出分野: 卸売業、中古車販売業

(参考)

- アルメニアは、日本を除くG7諸国、中国等約40か国との間で投資関連協定が発効済み。
- 2017年8月に交渉を実施。
- 2018年2月に署名(於エレバン)。